

令和 7 年度ジョブカフェいわて管理運営事業業務 仕様書

1 趣旨

若年者等を対象に、キャリアカウンセリングを通じたきめ細やかな就職相談の支援をワンストップで行う「ジョブカフェいわて」の管理運営を行うことを通じて、県内の学生・求職者等の県内就職を促進すること。

2 期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 本業務の内容

(1) 場所

岩手県盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 5 F (【参考資料】の 1 参照)

(2) 開館時間

毎週月曜日から土曜日まで(「国民の祝日に関する法律」(昭和 23 年法律第 178 号)で定める休日及び年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)を除く)開館することを基本とするが、開館日及び開館時間については提案事項とする。

また、開館時間中は、不測の事態に対応できる者を必ず 1 人以上配置すること。

(3) 支援対象者

概ね 45 歳までの求職者等とする(45 歳以上の支援についても、必要に応じて行うこと)。

(4) 運営人員(7 人以上)

本業務の実施にあたっては、適切な労働環境を確保しつつ、提案内容を実現できるよう、次の人員を配置すること。なお、職名は、岩手県(以下、「県」という。)と本業務を受託する者(以下、「受託者」という)の協議により定めるものとする。

ア 総括マネージャー兼キャリアカウンセラー(1 人)

若年者等の就業支援に関する知識・経験に加えて、組織管理に関する知識・経験を有する者とする。

イ キャリアカウンセラー(5 人以上)

職業能力開発促進法第 30 条の 20 に定める厚生労働大臣によるキャリアコンサルタント登録証の交付を受けている者、または厚生労働大臣が認定する講習(※)の課程を修了した者とし、過半数が 1 年以上の実務経験を有する者とする。

(※) 下記厚生労働省 HP「講習一覧(養成講習)」に記載のもの。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consultant01.html

ウ 事務員

施設の維持、管理、事業の企画・運営、受付、施設案内等、本業務の履行に必要な業務に対応できる者とする。なお、上記ア及びイの人員で対応することを可とする。

(5) キャリアカウンセリングの実施

上記(4)ア及びイが実施するものとし、原則として再委託は認めない。また、利用者をより効果的に就職決定に導くための仕組みは提案事項とする。

なお、学卒者については、学校卒業までに就職が決まらなかった者及び早期離職者を個別に把握し、支援すること。

(6) 利用者に対する情報提供

利用者に対して、就職支援に関する情報を適切に提供すること。

(7) 広報

ホームページを管理運営し、必要な更新を行うこと。

その他、あらゆる手段を用いて利用者や保護者等に本業務の内容を周知し、活用を促すこと。

(8) 利用者データベースの構築等

利用者情報管理のため、利用者に関するデータベースを作成すること。また、その際は、県が指定する就職支援システムにより管理すること。

(9) その他

維持管理については、以下のとおりとする。

ア 水道光熱費

すべて本業務により受託者が負担するものとする。

イ 清掃料

受託者が負担するものとし、3(1)の賃貸人が指定する条件に従うものとする。

4 県の関連事業との連携

「ジョブカフェいわて」は、若年者等の就職を幅広く支援する機関であることから、県が実施する県内外の学生・求職者及び県内企業を対象とした事業や、相談窓口（いわて暮らしサポートセンター、岩手県U・Iターンセンター）事業の受託者等への情報の共有や実施内容の調整などにおいて、緊密な連携を図ること。

5 関係機関との連携

(1) 岩手労働局

若年者の雇用対策を目的として行う「若年者地域連携事業」等、1の趣旨と関連のある事業を実施しているため、双方の効果を最大限発揮できるよう、岩手労働局及び当該事業受託者と十分に調整を図ること。

また、「総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」に基づき、ジョブカフェいわて（岩手県）及びハローワーク盛岡菜園庁舎（岩手労働局）は「岩手県央総合就業支援拠点」として、求職者に対し一体的・総合的な支援サービスを提供することとしていることに留意し、利用者に機能の境界を意識させないよう、一体感ある運営に特に配慮し、岩手労働局をはじめ、盛岡公共職業安定所及びハローワーク盛岡菜園庁舎と十分に調整を図ること。

(2) 盛岡市

ジョブカフェいわて内にキャリアカウンセラーを配置する事業を実施しているため、双方の事業効果を最大限発揮できるよう、盛岡市及び当該事業受託者と十分に調整を図ること。

(3) 高等学校、大学、専修学校等

県内の高等学校、大学、専修学校等からキャリア講座やセミナー等の開催、キャリアカウンセリングの実施等について依頼があった場合は、依頼者と協議の上、要望に応じた支援を行うこと。

なお、実施に当たっては、ジョブサポーター（※）による支援等、国の施策と重複しないよう十分調整を図ること。

（※）新卒応援ハローワークで新卒者の就職支援を専門とする職業相談員

(4) 各地域の就業支援拠点等

県内5か所（花巻市、北上市、奥州市、一関市、釜石市）に設置されている地域ジョブカフェ

及び各広域振興局等に配置する就業支援員、県内就業・キャリア教育コーディネーターと十分に連携等を図ること。

また、地域ジョブカフェ等の利用者へのキャリアカウンセリングをジョブカフェいわてが行う場合、実施にあたり必要な調整を行うこと。なお、上記 3(8)の利用者データベースは、県と協議の上定める範囲内で、インターネット経由により各地域ジョブカフェ等は無償で利用させること。

また、本業務において作成する教材・資料等は、県と協議の上、適宜本業務の経費により各地域ジョブカフェ等に提供すること。

その他、具体的な支援内容については提案事項とする。

(5) 企業・その他関係団体等

県内企業や関係団体等（経済団体、業界団体等）と連携を図り、本業務に関する情報提供や協力依頼を通じて、適切な就業支援を行うとともに、活動機会の増加に努めること。

6 数値目標

(1) キャリアカウンセリング件数

3,000 件

来館、WEB、電話等によるキャリアカウンセリングを対象とする。

(2) 利用者数

35,000 人

(3) 就職決定者数

1,270 人

「就職決定」とは、対象者の責任において明確に進路決定することを指し、現職継続、進学、職業訓練受講開始等の意思決定を含む。

7 契約に関する条件等

(1) 無料サービスの原則

ア 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。

イ 提供する飲み物や、セミナー受講に必要不可欠で受講終了後は利用者の所有となる物品（例：メイクアップセミナーにおける化粧用具一式）等の購入については、他の利用者との均衡に配慮し、実費程度の金銭を利用者に負担させることを認める場合があるので、個別に県と協議すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この項において「法」という。）に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、次のとおり安全かつ適切に管理をする。

ア 受託者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、本業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び本業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本業務において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

(3) 再委託等の制限

ア 再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

イ 中核的業務の再委託禁止

事業の統括業務及び利用者に対するキャリアカウンセリングは、本業務の中核となる業務であるため、原則として再委託を認めないものとする。

また、キャリアカウンセラーの定年等による契約終了に伴い、当該キャリアカウンセラーを業務委託契約等により継続して任用する場合については、県に協議の上、任用を行うものとする。

(4) 本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、本業務に従事しているキャリアカウンセラーの継続雇用について配慮するなど、円滑な引継ぎに努めるものとする。

(5) 権利の帰属等

本業務により製作された教材、資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。

(6) 会計帳簿

本事業に係る経理は、経費の使途を明らかにするとともに、証拠書類と合わせて事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

8 進捗状況の報告

県が業務の進捗状況等に関して中間報告を求めた場合は、その都度報告すること。

9 実績報告

委託業務を完了したときは、直ちに、事業の実績・成果を取りまとめた実績報告書及び完了届を提出し、県の検査を受けること。

10 成果物

契約満了に伴う本業務に係る成果物は、県の帰属とする。また、県と協議の上、以下の成果物及びその他県が指示するものを作成すること。

(1) **成果物の形式、数量**

紙媒体及び電子媒体 各 1 部

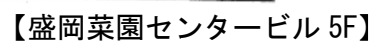
(2) **成果物の内容**

事業の効果を高めるため、利用者等の情報収集及び分析を実施し、定期的に事業の評価及び検証を行うこと。また、その他の内容については県と協議の上、決定すること。

11 その他

本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

1 場所



倉庫

カウンスelingブース

セミナールーム

パソコンコーナー

執務スペース

フリースペース

打ち合わせスペース

3 什器及び備品

(1) 県が無償で提供する物品

ア テーブル	5 台
イ 鍵付書庫(ベース込)	2 台
ウ パネル	4 枚
エ 自立案内サイン	1 台

(2) リース及びレンタル品

物品	仕様	台数	所有者
ネットワークカメラ・モニター	Qwatch DME-4K50D モニター	1	FLCS 株式会社 東北支店 住所：宮城県仙台市青葉区 3-2-23 TEL：022-222-8842
オンデマンドプリンタ	RICOH Pro C5200S 一式	1	
パソコン関係 1	LIFEBOOK U938/S	1	株式会社 J E C C 住所：東京都千代田区丸の内 3-4-1 TEL 03-3216-3878
	LIFEBOOK U938/T	1	
	LIFEBOOK U939/A	1	
	VL-17BSS (液晶ディスプレイ)	4	
	LIFEBOOK A7510/D	9	
	ESPRIMO D588/BX	4	
	LIFEBOOK U9310/D	2	
パーティション	NKS-P-1AH	7	
机	平行スタックテーブル C-001	4	
シュレッダー	MG-5250	1	
パソコン関係 2	FMV LIFEBOOK A579/C	2	
	ディスプレイ (42V型フルハイビジョンLED)	1	テクノレント株式会社 住所：東京都港区芝浦 4-13-23 MS 芝浦ビル 5F TEL 03-6858-9304
パソコン関係 3	LIFEBOOK S936/P	1	オリックス・レンテック株式会社 住所：東京都品川区北品川 5 丁目 5-5 番-15 号 TEL 0120-974-824
	モバイル WI-FI ルータ	1	

4 管理運営等に係る積算の目安

項 目	月額目安（税抜）
電気料	約 100,000 円
電話・通信料 （電話機賃借料含む）	約 48,000 円

項 目	月額目安（税抜）
有線放送使用料	約 6,500 円
清掃料 （指定業者に再委託）	約 96,000 円

5 ジョブカフェいわて活動実績等（抜粋）

（単位：人）

項 目		ジョブカフェいわて 来所者数	外部活動利用者数 （大学支援含む）	ヤングハローワーク 利用者数	合 計	カウンセリング 利用者数	就職決定者数
利 用 者 数	H16 年度 （H16.7.1 開所）	11,298	1,806	8,409	21,513	6,720	1,480
	H17 年度	18,411	6,880	10,491	35,782	4,898	2,175
	H18 年度	14,652	9,645	9,373	33,670	5,350	2,337
	H19 年度	14,143	7,182	8,399	29,724	4,879	2,363
	H20 年度	14,212	7,196	10,119	31,527	4,320	2,321
	H21 年度	12,999	7,491	10,836	31,326	4,279	2,690
	H22 年度	12,208	13,264	10,129	35,601	4,118	2,625
	H23 年度	10,490	17,150	12,382	40,022	3,651	2,528
	H24 年度	9,702	16,683	11,645	38,030	3,883	2,527
	H25 年度	10,715	18,814	10,073	39,602	4,199	2,246
	H26 年度	8,955	21,125	11,356	41,436	3,187	2,204
	H27 年度	8,914	23,396	12,180	44,490	3,128	2,353
	H28 年度	8,584	23,354	13,250	45,188	3,423	2,098
	H29 年度	7,726	35,125	11,850	54,701	3,053	2,052
	H30 年度	6,862	44,639	9,955	61,456	3,027	2,026
	R 1 年度	6,736	51,435	7,227	65,398	2,953	2,103
	R 2 年度	6,116	59,684	10,415	76,395	3,572	1,413
	R 3 年度	5,416	30,952	6,390	42,758	3,174	1,391
	R 4 年度	5,185	39,573	5,982	50,740	2,793	1,454
	R 5 年度	4,739	42,357	6,015	53,111	2,937	2,119